

茨木市自治会連合会事業補助要綱

茨木市自治会連合会補助要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、茨木市自治会連合会が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより市域のコミュニティ活動を促進し、もって各自治会相互の連携及び住民福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、茨木市自治会連合会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 自治会活動に関する事業
- (2) 茨木市自治会連合会の連携に関する事業
- (3) 各種諸団体との連携・協力に関する事業
- (4) その他第1の目的を達成するために市長が必要と認める事業

（補助対象経費）

第3 補助の対象経費は、第2に掲げる事業に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費及び親睦会費以外の経費とする。

（補助金額）

第4 補助額は、補助対象経費の合算額とし、予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市自治会連合会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市自治会連合会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市自治会連合会事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しな

なければならない。

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の届出）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市自治会連合会事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市自治会連合会事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市自治会連合会事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市自治会連合会事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市自治会連合会事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年3月17日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

茨木市自治会連合会事業補助金交付申請書

茨木市自治会連合会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

3 添付書類

(1) 年度 事業計画書

(2) 年度 収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市自治会連合会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市自治会連合会事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

茨木市自治会連合会事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市自治会連合会事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市自治連合会事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名

様

茨木市自治会連合会事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市
自治会連合会事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1	交 付 決 定 額	円
	変 更 増 減 額	円
	変更交付決定額	円

2

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

⑩

茨木市自治会連合会事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 年度 事業報告書
 - (2) 年度 収支決算書

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市自治会連合会事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市自治会連合会事業補助金実績報告書を
審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

3 補助金差引額 円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

茨木市自治会連合会事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金確定額
- 4 精算追加分請求額